

記載例 1 (転勤等) 特別徴収継続…納税者が転勤先でも引き続き特別徴収される場合

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

市提出用		令和 年度課税用		給与支払報告		特別徴収に係る給与所得者異動届出書	
宛先 安城		所在地又は住所 〒 446-8501 〇〇市××町18番		特別徴収義務者 指定番号 600109		宛名番号 002	
提出日が6月～12月の場合：その年を記入 提出日が1月～5月の場合：前年の数字を記入		名称又は氏名 (株) 西三河		連絡先 部署 経理課 給与係		担当者 鈴木 花子	
令和〇年〇月〇日提出		法人番号又は個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		電話 0566-76-1111			
給与所得者(異動者)		特別徴収税額(年税額)		徴収済税額		未徴収税額	
フリガナ ミカワ イチロウ	氏名 三河 一郎	特別徴収税額(年税額)	徴収済税額 6月分から 8月分まで	未徴収税額 9月分から 5月分まで	異動年月日 令和 年 月 日 8月 31日	異動事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 税額が給与より大きい 7 給与の支払が不定期 8 会社解散	退職した年の1月1日から退職時までの給与支払額 円
生年月日 S61.10.10	旧姓	給与天引きの 消月を記入	(イ)	(ウ)=(ア)-(イ)			控除社会 保険料額 円
受給者番号 002-1245	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3						
異動後の住所(現住所) 安城市桜町17番	電話 090 - 1234 - 5678		120,000 円	30,000 円			

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

<p>A 転勤・特別徴収継続 <small>新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合</small></p> <p>所在地又は住所 〒 460-0001 名古屋市中区栄1丁目1番1号 愛知ビル7階</p> <p>フリガナ アイチ</p> <p>名称又は氏名 愛知 (株)</p> <p>法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2</p> <p>連絡先 部署 経理課労務係 担当者 佐藤 次夫 電話 052-481-5423 (内線) 007</p> <p>月割額 10,000 円を 9月分から納入します。 (10月 10日納期分)</p> <p>新特別徴収義務者指定番号 609411</p> <p>新受給者番号 A-3210</p> <p>特別徴収税額の納入方法 納入書使用 (該当する納入方法にしてください)</p>	<p>B 一括徴収 <small>退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合</small></p> <p>一括徴収した税額は 月分とあわせて納入します。 (月 日納期分)</p> <p>異動前の特別徴収義務者に確認して金額を記入</p> <p>一括徴収の理由 1 異動が12月31日以前に発生し、申出があったため (月 日 申出)</p> <p>2 異動が12月1日以降に発生し、特別徴収継続の希望がないため</p> <p>一括徴収税額((ウ)の金額) 円</p> <p>●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。</p>	<p>C 普通徴収 <small>個人で納付する場合</small></p> <p>一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。</p> <p>1 異動が12月31日の申出がないため</p> <p>2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため</p> <p>3 死亡による退職のため</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">記入しない</p> <p>市処理欄</p>
---	---	---

記載例 2 (退職等) 一括徴収…給与支払者が未徴収税額を給与または退職手当等からまとめて徴収する場合

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

市提出用 令和 年度課税用 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		特別徴収義務者 指定番号	600109				
		宛名番号	003				
連絡先	部署	経理課 給与係					
	担当者	鈴木 花子					
	電話	0566-76-1111					
宛先 安城	所在地又は住所 〒 446-8501 〇〇市××町18番	特別徴収義務者 名称又は氏名 (株) 西三河					
提出日 令和〇年〇月〇日提出	法人番号又は個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4					
給与所得者(異動者)		特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動事由	退職した年の1月1日から退職時までの給与支払額
フリガナ	ミカワ ジロウ	6 月分から 12 月分まで	6 月分	1 月分	令和 年 12 月 20 日	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 税額が給与より大きい 7 給与の支払が不定期 8 会社解散	円
氏名	三河 二郎		1 月分	5 月分			控除社会 保険料額
生年月日	S63.3.10	旧姓					
受給者番号	001-0523						
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	(ア)	(イ)	(ウ)=(ア)-(イ)			
異動後の住所 (現住所)	刈谷市桜町1丁目150番地						
電話	090 - 1234 - 5678		120,000 円	70,000 円			
				50,000 円			

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

<p>A 転勤・特別徴収継続 <small>新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合</small></p> <p>所在地又は住所 フリガナ 名称又は氏名 法人番号 部署 連絡先</p> <p>記入しない</p>	<p>B 一括徴収 <small>退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合</small></p> <p>一括徴収した税額は 1 月分とあわせて納入します。 (2 月 10 日納期分)</p> <p>1 異動が12月31日以前で、申出があったため (12 月 20 日 申出)</p> <p>2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため</p> <p>一括徴収税額 ((ウ)の金額) 円</p> <p>●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。</p>	<p>C 普通徴収 <small>個人で納付する場合</small></p> <p>一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んで</p> <p>1 2月10日の申出がないため</p> <p>2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため</p> <p>3 死亡による退職のため</p> <p>市処理欄</p>
--	---	--

記載例3 (退職等) 普通徴収…納税者が未徴収税額を直接納める場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

市提出用		令和	年度課税用	特別徴収		特別徴収義務者 指定番号 600109		宛名番号 004	
宛先 安城市		所在地又は住所 〒 446-8501 〇〇市××町18番		名称又は氏名 (株) 西三河		連絡先 部署 経理課 給与係		担当者 鈴木 花子	
提出日が6月~12月の場合: その年を記入 提出日が1月~5月の場合: 前年の数字を記入		法人番号又は個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		電話 0566-76-1111		特別徴収義務者 宛名番号 004		特別徴収義務者 指定番号 600109	
令和〇年〇月〇日提出		所在地又は住所 (株) 西三河		名称又は氏名 (株) 西三河		連絡先 部署 経理課 給与係		担当者 鈴木 花子	
給与所得者(異動者)		特別徴収税額(年税額)		徴収済税額		未徴収税額		異動年月日	
フリガナ	ミカワ サブロー	特別徴収税額(年税額)		徴収済税額		未徴収税額		異動年月日	
氏名	三河 三郎	特別徴収税額(年税額)		徴収済税額		未徴収税額		異動年月日	
生年月日	H2.8.20	特別徴収税額(年税額)		徴収済税額		未徴収税額		異動年月日	
受給者番号	001-0022	特別徴収税額(年税額)		徴収済税額		未徴収税額		異動年月日	
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	特別徴収税額(年税額)		徴収済税額		未徴収税額		異動年月日	
異動後の住所(現住所)	高浜市碧海町3丁目10番地5	特別徴収税額(年税額)		徴収済税額		未徴収税額		異動年月日	
電話	090 - 1234 - 5678	特別徴収税額(年税額)		徴収済税額		未徴収税額		異動年月日	
退職した年の1月1日から退職時までの給与支払額		特別徴収税額(年税額)		徴収済税額		未徴収税額		異動年月日	
控除社会保険料額		特別徴収税額(年税額)		徴収済税額		未徴収税額		異動年月日	

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

A 転勤・特別徴収継続 新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

所在地又は住所
フリガナ
名称又は氏名
法人番号
連絡先 部署 担当者
電話

月割額 円を 月分から納入します。
月 日(納期分)

新特別徴収義務者指定番号 新受給者番号

特別徴収税額の納入方法
該当する納入方法にしてください) 納入書使用
納入書不使用 (金融機関の納入サービス利用)

B 一括徴収 退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合

一括徴収した税額は 月分とあわせて納入します。
(月 日)

一括徴収の理由
1 異動が12月31日以前で、申出がないため
2 異動が12月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額((ウ)の金額) 円

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。

C 普通徴収 個人で納付する場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。

○ 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため

2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため

3 死亡による退職のため

市処理欄

記載例 4 給与支払報告書提出後の退職…給与支払報告書を提出した翌1月～5月（税額決定通知書が送付される前）に退職等した場合

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

市提出用		令和	年度課税用	給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		特別徴収義務者 指定番号	600109								
						宛名番号	005								
宛先	今年数字を記入	所在地又は住所	〒 446-8501		連絡先	部署	経理課 給与係								
安城市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	名称又は氏名	(株) 西三河		担当者	鈴木 花子									
令和〇年〇月〇日提出		法人番号又は個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
給与所得者(異動者)			徴収済税額		未徴収税額		異動年月日	異動事由	退職した年の1月1日から退職時までの給与支払額						
フリガナ	ミカワ シロウ		特別徴収税額(年税額)		記入しない		令和	年	1 退職						
氏名	三河 四郎		月分		月分		3	月	2 転勤						
生年月日	H5.1.10		旧姓		碧南		31	日	3 休職						
受給者番号	008-1234		(ア)		(イ)		(ウ)=(ア)-(イ)		4 長期欠勤						
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3			
異動後の住所(現住所)	知立市広見3丁目150番地		円		円		円		5 死亡						
電話	090 - 1234 - 5678		円		円		円		6 税額が給与より大きい						
									7 給与の支払が不定期						
									8 会社解散						

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

A 転勤・特別徴収継続 新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

所在地又は住所	〒	
フリガナ		
名称又は氏名		
法人番号		
連絡先	部署	担当者
	電話	
記入しない		
月額額	円を	月分
		から納入します。
		(月 日納期分)
新特別徴収義務者指定番号		新受給者番号
特別徴収税額の納入方法	納入書使用	
(該当する納入方法にしてください)	納入書不使用 (金融機関の納入サービス利用)	

B 一括徴収 退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合

一括徴収した税額は	月分	とあわせて納入します。
(月 日納期)		
一括徴収の理由	1 異動が12月31日以前で、申出があったため	
	2 異動が12月31日以前で、特別徴収継続の希望がないため	
(○印で囲んでください)	記入しない	
一括徴収税額((ウ)の金額)		円

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。

C 普通徴収 個人で納付する場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。

- 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため
- 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
- 死亡による退職のため

市処理欄